

熊本県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年（2024年）6月4日から令和6年（2024年）8月26日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事、熊本県議会議長、熊本県教育長及び熊本県公安委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年（2025年）2月26日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	城下広作
同	河津修司

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
総務部 県政情報文書課	（郵便後納料金に係る支払遅延について） 郵便後納料金について、支払いが遅れ、延滞利息が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払遅延の再発防止を徹底すること。	会計課合議中文書の確認不足が原因であるため、決裁完了までの内容確認、進捗管理を徹底した。また、毎週、財務会計システムにおいて、支払い漏れがないか、複数の職員が確認するよう改め、組織的なチェック体制を強化した。
総務部 税務課	（県税の課税誤りについて） 県税の課税誤りについて、次の課題がある。 (1)自動車税種別割について、地方税法改正に伴う県税条例の改正が遅れたことで、自動車税を過大に徴収したこととなり、還付している。 (2)法人県民税について、県税システムの事務処理誤りにより督促状が発行され、二重納付となったため、後日還付している。 地方税法に基づき、適正に事務処理を行うとともに、組織的チェックを行うなど、再発防止策を徹底すること。	(1)について 県税条例改正漏れを防止するため、法改正の内容を課内で共有し、条例改正の必要性検討、その後の進捗管理を組織的に行うよう徹底している。 また、条例に規定する税率や税額と、県税システム上の情報の整合を担当班が相互にチェックするなど、組織的な確認体制の強化を徹底している。 (2)について 月例の督促状処理前日までに、再度、収納エラーデータがないか担当と班長でダブルチェックを行っている。

監査対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
健康福祉部 子ども家庭福祉課	(個人情報取扱いについて) いじめ調査報告書(概要版)について、マスキングが特定の環境下で外せる状態でホームページに掲載し、個人情報漏えいしている。 個人情報保護関連法令に基づき、組織的チェックを行うなど、個人情報の適切な管理を行うこと。	資料公表にあたっては、不開示内容を閲覧することができないよう、当該内容を削除した上でマスキング加工を行うとともに、作成後は、チェックリストを用いて複数の職員による組織的な確認を徹底し、再発防止に努めている。
健康福祉部 国保・高齢者医療課	(国庫負担金の事務処理について) 後期高齢者医療給付費等国庫負担金について、交付額確定に伴う返還金の事務処理が遅れ、熊本県後期高齢者医療広域連合から国への返還ができなかったことから延滞金が生じ、県が全額負担している。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うなど、再発防止策を徹底すること。	再発防止策として、事務の一連の流れが分かるチェックリストを作成し、担当から所属長まで複数で進捗状況を確認する体制を取り、県からの納入告知書発行手続を確実に実施することで、今後、同様の事例が発生しないよう徹底している。 また、熊本県後期高齢者医療広域連合に対しても、返納に係る国からの事前連絡を共有するとともに、その後の返納完了までの手続においても相互に確認するなど連携を密に図っている。
観光戦略部 観光振興課	(時間外勤務手当等の過年度支出について) 令和4年度(2022年度)の時間外勤務手当等について、パワーハラスメントに起因して申請がなされなかったため、令和5年度(2023年度)に支出している。 時間外勤務等にあたっては、一般職の職員等の給与に関する条例に基づき、適正な事務処理を行うとともに組織的なチェックを行うこと。また、「ハラスメントのない職場づくりに向けた取組みについて」(令和2年総務部長通知)の取扱いを徹底すること。	時間外勤務については、事前申請の取扱いを周知・徹底し、併せてPCログ(勤務時間管理表)と時間外勤務申請の整合を複数職員で確認のうえ、必要に応じて時間外勤務命令の追加を行っている。 また、パワーハラスメントについても、令和2年総務部長通知に基づき、管理監督者、職員が認識すべき心構えなどの周知徹底を図り、再発防止に取り組んでいる。

監査対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
観光戦略部 販路拡大ビジネス課	(備品購入費の支払遅延について) 備品として購入したマイク代について、支払いが遅れ、遅延利息が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止を徹底すること。	物品を集中調達する際は、担当者が、手続の流れを十分確認したうえで処理を行うとともに、支払完了まではチェックリストでの処理状況確認、支払状況については、支出未済一覧表等により、複数人で確認している。 また、課内では、物品調達等事務研修資料の周知徹底を図り、組織として適正な会計事務処理への意識を高めている。
土木部 都市計画課	(公用車の管理について) 公用車を車検切れのまま使用している。 重要備品台帳を活用するなど公用車の車検時期を的確に管理し、再発防止に努めること。	令和6年12月の公用車の適正管理通知に基づき、全庁的に整備することとなった自動車台帳による管理の徹底に加え、以下の独自の取組により一層の適正管理を行う。 ・課員全員のイントラネットスケジュールに車検の有効期限満了日等を入力し、車検情報の見える化を図った。 ・ダッシュボード、運転日誌等に有効期限を表示し、使用者が運行前に常に車検の有効期限を認識することで、車検切れ運行防止を徹底している。
教育委員会事務局 教育政策課 学校安全・安心推進課	(個人情報の取扱いについて) いじめ調査報告書(概要版)について、マスキングがない状態でホームページに掲載し、個人情報情報が漏えいしている。 個人情報保護関連法令に基づき、組織的チェックを行うなど、個人情報の適切な管理を行うこと。	ホームページに掲載した教育委員会資料の取扱いに関するものであるため、作成する資料に個人情報や秘匿性の高い情報が含まれていないか必ず確認するよう、教育政策課から各課に注意喚起。 各課では、管理者を含め複数の職員によるチェックを徹底している。教育政策課においても、資料を公開する際、個人情報等が含まれていないか改めて確認し、再発防止に努めている。

監査対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員会 事務局 学校安全・安心 推進課	(個人情報の取扱いについて) いじめ調査報告書について、 マスキングが特定の環境下で外 せる状態でホームページに掲載 し、個人情報が漏えいしている。 個人情報保護関連法令に基づ き、組織的チェックを行うなど、 個人情報の適切な管理を行うこ と。	いじめ重大事態に係る調査結果の 報告書の公表に係るデータの作成 は、マスキングをした文書を印刷し、 それをスキャンする等、マスキング を外すことができない方法をとるこ とを徹底する。 ホームページ等に掲載する資料等 については、管理者を含め複数の職 員によるチェックを徹底する。
教育委員会 事務局 義務教育課	(職員の交通事故について) 私用中に、司法処分が科され た人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を 図るとともに、交通事故に対す る効果的な防止策を講じること。	事故後、交通事故防止の徹底につ いて課員に呼び掛け、注意喚起を図 った。 加えて、課員全員に交通事故防止 に関する研修を受講させるととも に、毎月の班長会議や日々の声掛け 等により交通事故防止の注意喚起を 継続的に行っている。 今後も引き続き、各種例会や研修 など様々な機会を通じ、職員が自分 事として交通事故防止を意識しなが ら安全運転をするよう、徹底してい く。
教育委員会 事務局 社会教育課	(職員の交通事故について) 私用中に、司法処分が科され た人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を 図るとともに、交通事故に対す る効果的な防止策を講じること。	事故後、交通事故防止の徹底につ いて課員に呼び掛け、注意喚起を図 った。 その後も年末年始前や連休前など に、例会やメールでの注意喚起を行 っている。 また、常々、出退勤時や出張時には 時間に余裕を持って出発するよう指 導するとともに、出張前にも注意喚 起を行っている。 課員全員が公務員倫理、交通事故 防止についての研修を毎年度受講 し、「自分事」として交通事故防止を 図るため、今後も継続して取り組ん でいく。

監査対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
議会事務局	(一般需用費の支払遅延について) 令和3年度末に行ったオイル交換代に係る支払事務処理を怠り、遅延利息が発生している。 支払手続において引き続き組織的なチェックを徹底し、支払漏れの防止を徹底すること。	総務班全員が会計事務の進捗管理を行う進行管理表の入力を徹底するとともに、班長が毎日、執行状況を確認することで、未払や支払遅延を防ぐ。 また、局議において、適正な経理事務に努めるよう注意喚起を行うとともに、会計事務研修の受講などにより、組織として適正な会計事務処理への意識を高めていく。
警察本部	(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分の科された交通法規違反が4件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。	非違事案防止意識を全職員に浸透させることを喫緊の課題とし、各種会議・研修における指示や、飲酒会合場所への車両持込み原則禁止などの取組に加え、以下の取組等を新たに実施している。 ・ 監察担当職員による若手職員へのヒアリングの機会を捉えた指導の強化 ・ 各所属が実施する個々面接において、交通法規違反等の防止に特化した具体的な指示・指導及び前兆事案等の早期把握 ・ 警察署等の幹部職員に対する監察担当幹部による緊急的な巡回指導 ・ 警察署等における交通法規違反等防止に関する検討会

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項では是正又は改善がされていないもの